

# 前橋市市税条例の改正の専決処分について（報告第1号）

資産税課

## 1 改正の理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行った。

## 2 内容

### (1) 固定資産税

ア 非課税の申告方法を定める規定において、独立行政法人労働者健康福祉機構の名称を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改めるとともに、地方税法で規定していた当該法人の非課税となる固定資産の条件を条例で規定する。

イ 非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告を定める規定において、地方税法の引用条項を改める。

ウ 地方決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の割合を定める規定において、地方税法の引用条項を改める。

エ 熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の申告方法を定める規定において、申告書の記載事項に地方税法施行令附則第12条第36項に規定する補助金等を加える。

### (2) 都市計画税

ア 納税義務者を定める規定及び読替規定において、地方税法の引用条項を改める。

イ 課税標準の特例を定める規定において、地方税法の引用条項を改める。

## 3 施行日

平成28年4月1日